慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	献呈の辞
Sub Title	
Author	北居, 功(Kitai, Isao)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2018
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.40 (2018. 2) ,p.i- iii
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	原田國男教授・三上威彦教授・六車明教授退職記念号
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20180222--005

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

献呈の辞

本年平成 30（2018）年 3 月をもって、原田國男教授、三上威彦教授および六車明教授の三教授が、慶應義塾大学大学院法務研究科を定年で退職されることになりました。ご退職を記念し、ここに謹んで、三人の先生方に『慶應法学』第 40 号を献呈します。

原田國男教授は、昭和 42（1967）年に東京大学法学部を卒業後、昭和 44（1969）年に東京地方裁判所判事補として任官されて以降、法務省刑事局付検事、最高裁判所調査官、水戸地方裁判所所長等を経て、平成 22（2010）年に東京高等裁判所部総括判事を最後に定年退官されました。同年からは弁護士として活躍される一方で、慶應義塾大学大学院法務研究科の客員教授（専任）として教鞭を執られ、本年 3 月でご退職なされます。その間、平成 19（2007）年には、『量刑判断の実際』（現代法律出版）によって、慶應義塾大学から博士（法学）の学位も授与されています。平成 27（2015）年には、瑞宝重光章を受章されました。また、平成 29（2017）年には、『裁判における非情と人情』（岩波書店）を刊行され、第 65 回日本エッセイスト・クラブ賞を受賞されています。

原田教授は、著名な刑事裁判官として大きな影響力をお持ちでした。数多くの重要判例への関与、多忙な職務の傍らで取り組まれた量刑論に関する一連の先駆的研究、東京高裁部総括時代における 20 件を超える逆転無罪判決の言渡しなどを通じて、刑事裁判の魅力とおそろしさを知り尽くした存在として、法曹界の広くから多大な尊敬を集めています。塾法務研究科では、実務家教員として刑事法科目をご担当になり、裁判官としてのご経験に裏打ちされた、刑事裁判に関する深い知識と洞察、そして自由闊達な議論を好まれるお人柄により、学生はもちろん、教員にも、大きな刺激を与えてくださいました。

三上威彦教授は、昭和 50（1975）年に慶應義塾大学法学部法律学科を卒業後、慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程および博士課程を修了され、大月

短期大学、横浜市立大学でのご勤務を経て、平成 16（2004）年以降、慶應義塾大学大学院法務研究科教授として教鞭を執られ、本年 3 月にご退職なされます。その間、民事訴訟法および倒産法のご研究に精励され、その研究のために、大学院在籍時にはドイツ学術交流会（DAAD）の奨学金を得てドイツ・ザールラント大学に留学され、平成 2（1990）年から同 3（1991）年にかけてドイツ・フライブルク大学客員研究員として研究を深められました。その後、平成 21（2009）年にはドイツ・ザールラント大学から名誉法学博士号を授与されています。

三上教授は、主要な研究成果として、昭和 59（1984）年に「基本的所有権留保と破産手続：所有権留保研究の第一歩として」によって慶應義塾大学から博士（法学）の学位を授与されており、平成 7（1995）年には『ドイツ倒産法改正の軌跡』（成文堂）を上梓されています。塾法務研究科では、とりわけ民事訴訟法および倒産法を担当され、研究はもとより、法曹養成のための教育にも邁進されてきました。その豊富な外国法の知見と知識に基づいた、いわば丹精を込めたご研究を背景にした教育は、場当たり的な事例解決に終始するのではなく、常に基本に立ち戻る重要さを伝える内容でした。

六車明教授は、昭和 50（1975）年に慶應義塾大学法学部法律学科を卒業後、昭和 53（1978）年に裁判官に任官され、東京地方裁判所判事、法務省刑事局付検事、東京高等裁判所判事、総理府公害等調整委員会事務局審査官等を経て、平成 11（1999）年に慶應義塾大学法学部助教授として転任され、平成 14（2002）年に同法学部教授、平成 16（2004）年には慶應義塾大学大学院法務研究科教授、平成 29（2017）年には同研究科グローバル法務専攻教授として教鞭を執られて、本年 3 月にご退職なされます。その間、弁護士としても活動される一方で、平成 29（2017）年には『環境法の考え方Ⅰ――「人」という視点から』および『環境法の考え方Ⅱ――企業と人とのあいだから』（いずれも慶應義塾大学出版会）を上梓されています。

とりわけ、六車教授は、公害等調整委員会事務局審査官時代に、大量の産業廃棄物の違法投棄が世間を騒がせた、かの豊島事件を担当されたのを機に、環境法の専門家として塾法学部に迎えられました。それ以降、塾法学部および塾法務研究科の唯一の環境法担当の専任教員として、環境法の研究および教育に

邁進されてきました。法科大学院時代となって環境法も選択科目として司法試験科目となって以降、塾法務研究科での環境法の教育に実務家の経験を生かしてその力を傾注されつつ、平成 29（2017）年からは塾法務研究科に創設されたグローバル法務専攻でも、環境法を英語で担当されており、内外の学生を問わず、とりわけ個別に丁寧に、様々な環境問題について、英語を介したグローバルな研究・教育を実践されています。

上記のように、原田國男先生、三上威彦先生および六車明先生の三先生は、塾法務研究科において研究・教育に精励されてきたことはいうまでもないのですが、三先生は共にいつもにこやかに人に接してくださり、学生からも、教員からも尊敬され、慕われるお人柄でした。

振り返ってみれば、平成 16（2004）年に塾法務研究科が産声を上げて以来、一定の成果と発展を収めることができたのも、三先生の大いなる力に与ってのことでした。今、こうして三先生がご定年を迎えられることは記念すべきことでありますが、今後の塾法務研究科にとって、大きな損失となることでしょう。残された私たちは、三先生の穴を少しでも埋めるべく、さらに研鑽を積まねばならないことに、改めて思いを致さねばなりません。

三先生には、今までいただいた学恩に心から御礼を申し上げると共に、今後も引き続き、私ども後進に、さらなるご指導とご鞭撻をお願い申し上げます。

平成 30（2018）年 1 月

法務研究科委員長　北　居　　功